規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	金融商品取引法	
規制の名称	中央清算されない店頭デリバティブ取引への証拠金授受の義務付け	
担当部局	金融庁企画市場局市場課市場業務室 電話番号: 03-3506-6000 (内線:3618) 金融庁総合政策局リスク分析総括課健全性基準室 電話番号: 03-3506-6000 (内線:3726)	3.
評価実施時期	令和4年3月31日	
事前評価時の想定との比較	規制の事前評価時(平成27年12月。以下同じ。)から、金融を巡る環境は、デジタライゼーションの加速、人口減少・高齢化の進展、低金利環境の長期化等により変化を続けている。一方、本規制に係る課題、すなわち、「金融システムの安定性を確保すること」や「清算機関を利用した取引を促進すること」は変化しておらず、それらへの対応は引き続き重要である。 また、規制導入したことによる想定していなかった影響は、特段発現していない。	
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	費用、影響等	事前評価時の推計等との比較
遵守費用	事前評価時、「遵守費用」としては、取引相手方と証拠金の授受を行うための社内態勢整備費用や証拠金必要額の調達費用のほか、社内開発モデル(以下、内部モデル)によって当初証拠金必要額を算定しようとする場合には内部モデル開発費用が発生することが想定されていた。金融商品取引業者等は、これらの規制のみならず、他の規制を含めた金融規制全般について、規制遵守のための体制を一体的に整備していることなどを踏まえれば、本規制の見直しにより生じた遵守費用の増減のみを抜き出して把握・推算することは困難であるが、金融商品取引業者等における規制の遵守費用(全体)が過大に増加している状況にはないと考えられる。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
行政費用	事前評価時、「行政費用」としては店頭デリバティブ取引を行う金融商品取引業者等が証拠金必要額の授受の義務を果たしているかについての検査・監督に伴う費用が想定されていた。 行政庁(国)は、金融行政を遂行するにあたり、これらの規制のみならず、他の規制を含めた金融規制全般について、金融商品取引業者等による規制の遵守状況等を一体としてモニタリングしていることなどを踏まえれば、本規制の見直しにより生じた行政費用の増減のみを抜き出して把握・推算することは困難であるが、行政庁(国)による金融行政の遂行に要する行政費用(全体)が過大に増加している状況にはないと考えられる。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
効果(定量化)	規制導入時点では、店頭デリバティブ取引のカウンターパーティ・リスクの顕在化抑止、個別金融機関の破綻による危機の伝播の遮断、及び店頭デリバティブ取引参加者におけるリスク管理体制の向上等による金融システムの安定性の確保が期待される効果として設定されていた。また、本規制の導入により、証拠金所要額において清算機関取引が非清算機関取引よりも有利となることから清算機関を利用した取引が促進されることも期待されていたところ、令和2年3月末時点における、金融庁に報告されている金利関連店頭デリバティブ取引の金額に占める清算集中された金利関連店頭デリバティブ取引の金額の割合(83%)は、平成26年3月時点(42%)から増加していることを踏まえると、一定の効果があったと考えられるが、本規制による効果のみを抜き出して定量的に把握することは困難である。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
便益(金銭価値化)	店頭デリバティブ取引のカウンターパーティ・リスクの顕在化抑止、個別金融機関の破綻による危機の伝播の遮断、及び店頭デリバティブ取引参加者におけるリスク管理体制の向上等による金融システムの安定性の確保について、規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているものと考えられるが、その効果を金銭価値化して「便益」を把握することは困難である。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
副次的な影響及び波及的な影響	現時点において、副次的な影響及び波及的な影響は特段認められない。また事前評価時に意図していなかった負の影響や、想定していた影響とのかい離も特段認められない。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
考察	規制の見直しにより、過大な遵守費用や行政費用が発生している状況は認められない。一方、規 従って、本件にかかる特段の見直しは不要と考える。	」 制の事前評価時に見込んだ効果は発現していると考えられる。
備考		